

（医療法人社団）白羽会

エール訪問看護ステーション鎌ヶ谷

重要事項説明書及び

訪問看護サービス

契約書

(医療保険)

重要事項説明書

エール訪問看護ステーション鎌ヶ谷（以下「事業所」という）が提供する訪問看護の内容に関する重要な事項を次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

事業者名称	医療法人社団白羽会
所在地	千葉県船橋市駿河台1-33-8 コソフィス駿河台2階201号室
代表者名	理事長 永島 徳人
電話番号	047(411)1666
FAX番号	047(411)1667

2. 事業所の概要

事業所名称	エール訪問看護ステーション鎌ヶ谷
所在地	千葉県鎌ヶ谷市初富本町2丁目1-22
管理者	石井 恵子
電話番号	047(401)5991
FAX番号	047(401)5993
事業所指定番号	介護保険指定番号：1262690220号 医療機関等コード：2690220号
通常の事業の実施地域	鎌ヶ谷市、白井市、船橋市、市川市、松戸市、柏市 ※その他の地域については要相談
提供するサービスの 第三者評価の実施状況	有 ・ ☒ 無

3. 事業所の職員体制等

職種		従事するサービス内容等	人員
管理者		業務全般の管理	1名（看護師）
サービス担当職員			
内 訳	看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状況に合わせて必要な看護サービス	5名（常勤4名 非常勤1名）
	准看護師		0名（常勤0名 非常勤0名）
	理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーション	2名（常勤2名 非常勤0名）
	作業療法士		0名
	言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へのリハビリテーション	0名（常勤0名 非常勤0名）
事務担当職員		業務の事務全般	1名（常勤1名 非常勤0名）

4. 営業日および営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで 年末年始（12/30～1/3）、 土日祝日はお休みといたします。	午前9時から午後5時まで ※但し、24時間の連絡体制を整えております。

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護サービスを行っています。

5. 運営の方針

運営の方針	（１）訪問看護サービスの提供にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活に向けて支援します。 （２）訪問看護サービスの提供にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。 （３）サービスの提供は、懇切丁寧に行い、わかりやすいよう説明します。なお、ご不明な点につきましては、担当職員にご遠慮なく質問して下さい。
-------	--

6. サービスの内容

サービスの区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画書の作成	主治の医師の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 （１）健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察） （２）日常生活の看護（清潔・排泄・食事など） （３）在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など） （４）療養生活や看護方法の指導 （５）認知症の介護・お世話と悪化防止の相談 （６）カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護 （７）生活用具や在宅サービス利用についての相談 （８）終末期の看護

7. 主治医との連携

- （１）主治医からの指示を文書で受け、訪問看護サービス提供を開始します。
- （２）「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

8. サービス提供の記録

- （１）指定訪問看護の実施ごとにサービス提供の記録を行い、その記録は、契約終了日から法令で規定された５年間保存します。

- (2) 事業者は、利用者の求めに応じて、業務の支障のない時間に訪問看護記録表等の記録を閲覧させ、又は謄写に応じます。謄写に際して、事業者は利用者に実費負担を請求できるものとします。

9. 感染対策・衛生管理等

- (1) 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行います。
- (2) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (3) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

10. 身体拘束等の適正化

利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない事とし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

【虐待防止に関する責任者：石井恵子（事業所管理者）】

- (2) 虐待の防止のための指針を整備し、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 業務継続に向けた取組

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な訪問看護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、非常災害等に備えて、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行います。

13. 訪問看護の利用料金及び利用料のお支払い方法

訪問看護の利用料金	(1) 医療保険に定める報酬に基づいて、基本料金を利用者に請求いたします。 (2) 利用者は、エール訪問看護ステーション料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払います。
-----------	---

利用料のお支払い方法	(1) 利用料金については、1ヶ月の利用料を明記した請求書をサービス提供月の翌月20日までに送付し同月27日にお支払いいただきます。 (2) お支払方法については、原則として事前にお申込みをされた口座からの自動引き落としとさせていただきますが、やむを得ない事情でその他の支払方法を希望される場合は事業所までご相談ください。また、ご利用後の請求書の金額及び明細にご不明の点がありましたら、当事業所までご連絡ください。
------------	---

14. キャンセル料

ご利用様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の前日の午後5時までにご連絡をいただいた場合	無料
ご連絡がご利用日の前日の午後5時以降になった場合 (無断キャンセルの場合も含む)	2000円

※ご利用者様の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

15. サービスの利用の開始・中止・変更・追加等

- (1) 契約書に表記した契約日より契約を締結し、サービスの提供を開始します。
- (2) 契約の終了については、利用者の終了意思表示をされるまで、または契約書第10条1項、第11条、第12条に該当する事由のあった場合、その事由により契約は終了とします。
- (3) 利用者は、契約期間中であっても、サービスの利用を中止又は変更できます。この場合、利用予定日の7日前までに事業所に申し出て下さい。
- (4) 自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断したときや、その他事業所の都合により、サービスが受けられなかった場合は、他の利用可能期間又は日時を利用者に改めて連絡します。
- (5) 利用者が利用料金の支払いを2ヶ月以上延滞し、督促後も契約書第9条第1項に基づき、定めた期間の満了までに支払われない場合、利用者が正当な事由がなく再三サービスの中止を繰り返した場合、利用者が長期入院した場合、若しくは長期利用されない場合、ならびに利用者やその家族等が事業所の職員等に対して、本契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合は、文書で通知することにより契約を解約して終了することがあります。
- (6) 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能
 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他の事業者の責に帰すべからざる事由により訪問看護サービス等の実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該訪問看護サービス等を提供する義務を負いません。
- (7) その他、次の事由に当てはまる場合、文書で通知することによりこの契約を解約させていただきます。
 利用者またはその家族が事業者や事業所職員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為(身体暴力(たたく等)及び精神的暴力(大声を発する、怒鳴る等)並びにセクシャルハラスメント(必要もなく手や腕をさわる、性的な発言等)及びモラルハラスメント(言葉や態度などによる、精神的な暴力や嫌がらせ等)のハラスメント行為、過剰または不合理な要求や名誉棄損に係る行為等を行い、その状態が改善されない場合。その危害の発生または再発生を防止することが、著しく困難である等により、利用者に対して訪問看護サービスを提供することが著しく困難になった場合。

16. 相談および苦情相談窓口

提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

■事業所

事業所名	エール訪問看護ステーション鎌ヶ谷
窓口担当者	石井 恵子
ご利用時間	午前9時から午後5時まで
電話/FAX番号	電話：047-401-5991/ FAX：047-401-5993

■行政機関

市町村	鎌ヶ谷市 高齢者支援課	所在地	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1 2 階
		電話/FAX	047-445-1380/047-443-2233
	船橋市 介護保険課	所在地	船橋市港町 2-10-25 3 階
		電話/FAX	047-436-2304/047-436-3307
	白井市 高齢者福祉課	所在地	白井市復 1123
		電話/FAX	047-492-1111/047-491-3551
	松戸市 介護保険課	所在地	松戸市根本 387-5 本館 1 階
		電話/FAX	047-336-7370/047-363-4008
	市川市 介護保険課	所在地	市川市八幡 1-1-1
		電話/FAX	047-712-8543/047-712-8544
	柏市 高齢者支援課	所在地	柏市柏 5 丁目 10 番 1 号
		電話/FAX	04-7168-1996 / 04-7167-1282

■国民健康保険連合会

千葉県国民健康保険団体連合会	担当窓口	介護保険課 苦情処理係
	所在地	千葉市稲毛区天台6-4-3
	電話/FAX番号	043-254-7428/043-254-0048

17. 秘密保持及び個人情報の保護と個人情報の利用目的

利用者が安心して訪問看護を受けられるように、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。ご不明な点などございましたら、担当窓口にお問合わせください。

（1）利用者及びその家族に関する秘密の保持について

①事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

②また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

③事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護と個人情報の利用目的について

①個人情報の取得について

当事業所では、業務上必要な利用者の個人情報の取得において、利用者の同意を得て取得を致します。

②個人情報の利用目的について

当事業所では、利用者の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。

これら以外の利用目的で使用する場合は、改めて利用者の同意を頂くように致します。

③個人情報の訂正・利用停止について

当事業所が保有している利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。調査の上、対応いたします。

④個人情報の開示について

ご自身の訪問看護記録等の閲覧や謄写をご希望の場合は、担当者までお申し出ください。

なお、謄写については実費負担をお願いしておりますのでご了承ください。

⑤個人情報の保存・廃棄について

当事業所では契約終了後法令で規定された保存機関（5年）を経過した後に、個人情報の廃棄を行う際は、焼却や溶解などの方法により復元不可能な形にして廃棄いたします。

【個人情報の利用目的】

訪問看護ステーション内での利用	・ご利用者に提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等） ・医療保険・介護保険請求等の事務 ・会計・経理等の事務 ・事故等の報告・連絡・相談 ・ご利用者への看護サービスの質向上（ケア会議・研修等） ・その他、ご利用者に係る事業所の管理運営業務
他の事業所等への情報提供	・主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（ただし、サービス担当者会議等への情報提供はご利用者に文書で同意を得ます）、照会への回答 ・その他業務委託 ・家族等介護者への心身の状況説明 ・医療保険・介護保険事務の委託 ・審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答 ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
その他上記以外の利用目的	・看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料 ・訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力 ・学会等での発表（原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます）

18. 事故発生時の対応方法について

ご利用者様に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、区市町村、ご利用者様家族、ご利用者様に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

19. 損害賠償責任について

(1) 事業者は、契約に基づく訪問看護サービス等の提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合は、この限りではありません。

(2) 損害賠償がなされない場合：事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ①利用者が契約時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ②利用者が訪問看護サービス等の実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ③利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施した訪問看護サービス等を原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- ④利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

20. 緊急時連絡体制

当事業所は、24時間連絡体制にあり、計画的な訪問看護サービス以外に必要な応じて緊急（時）訪問看護を行う場合があります。

21. 緊急時の対応方法

ご相談の内容により、看護師が訪問するか、主治医へ連絡を取らせて頂くか状況判断の上、対応致します。主治医へ連絡を行った場合は、その指示に従い必要な措置を講じます。主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講じると共に、ご家族または必要な緊急連絡先にご連絡をいたします。

ご利用者様の主治医	医療機関名
	主治医名
電話番号	

(ご家族等の連絡先)

お名前	(続柄)
電話番号	
ご住所	〒

エール訪問看護ステーション鎌ケ谷 利用料金【医療保険】

- (1) 介護保険の適応でない方、または介護保険の要介護認定者でも末期悪性腫瘍及び厚生労働大臣が定める疾病等がある場合に医療保険による訪問看護の提供を行います。
- (2) 介護保険の要介護認定者に対する訪問看護療養費の給付
 ＊医師より急性憎悪により、頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示が出ている場合、原則として一月につき、指示の日から14日を限度として、医療保険の訪問看護適用となります。
- (3) 各種健康保険、公費医療制度が適用されます。健康保険証・後期高齢者医療保険被保険者証等をご提示ください。なお、これらの書類について内容に変更が生じた場合は、直ぐにご連絡ください。
- (4) 訪問看護利用料金表（非課税）

①基本利用料

※基本療養費Ⅰ

訪問回数		※基本療養費Ⅰ	訪問看護管理療養費	利用料 (10割)	利用者負担額		
					1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
月の初日		5,550円	7,670円	13,220円	1,320円	2,640円	3,970円
2日目以降	週3日まで	5,550円	2,500円	8,050円	810円	1,610円	2,420円
	週4日以降	6,550円	2,500円	9,050円	910円	1,810円	2,720円
緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱ケアの専門研修を受けた看護師による訪問		12,850円	—	—	1,290円	2,570円	3,860円

★准看護師が訪問した場合、基本療養費は、5,550円→5,050円、6,550円→6,050円となります。

※基本療養費Ⅱ 同一建物居住者 1日につき

訪問回数		※基本療養費Ⅱ	訪問看護管理療養費	利用料 (10割)	利用者負担額		
					1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
月の初日	同一日2人	5,550円	7,670円	13,220円	1,320円	2,640円	3,970円
1) 2日目以降	同一日2人週3日まで	5,550円	2,500円	8,050円	810円	1,610円	2,420円
	同一日2人週4日以降	6,550円	2,500円	9,050円	910円	1,810円	2,720円
2) 2日目以降	同一日3人以上週3日まで	2,780円	2,500円	5,280円	530円	1,060円	1,590円
	同一日3人以上週4日以降	3,280円	2,500円	5,780円	580円	1,160円	1,730円
緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱ケアの専門研修を受けた看護師による訪問		12,850円	—	—	1,290円	2,570円	3,860円

★准看護師が訪問した場合、基本療養費は、5,550円→5,050円、6,550円→6,050円、基本療養費Ⅱ 2日目以降3人以上の場合は、2,780円→2,530円、3,280円→3,030円となります。

※基本療養費Ⅲ 指定訪問看護を受けようとしていて（入院中のものに限る）一時的に外泊をしている者（厚生労働大臣が定める者） 1日につき

訪問回数		※基本療養費Ⅲ	訪問看護管理療養費	利用料 (10割)	利用者負担額		
					1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
外泊時		8,500円	—	—	850円	1,700円	2,550円

②加算等

		利用料 (10割)	利用者負担額		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
情報提供療養費1・2・3	1か月につき	1,500円	150円	300円	450円
24時間対応体制加算	1か月につき	6,800円	680円	1,360円	2,040円
訪問看護医療DX情報活用加算	1か月につき	50円	5円	10円	15円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	1か月につき	780円	80円	160円	230円

☆以下につきましては、病状やご利用の状況に応じて、加算されます。

		利用料 (10割)	利用者負担額		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
緊急訪問看護加算	月14日目まで/1日につき	2,650円	270円	530円	800円
	月15日目以降/1日につき	2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算(90分を超える場合)	週1回まで	5,200円	520円	1,040円	1,560円
退院時共同指導加算	月1回または2回	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	月1回特別管理加算の対象のみ	2,000円	200円	400円	600円
専門管理加算	1か月につき	2,500円	250円	500円	750円
退院支援指導加算	退院日の訪問	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	(※別途定める疾患で長時間)	8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算	1か月につき	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円
特別管理加算(Ⅰ)	1か月につき	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(Ⅱ)	1か月につき	2,500円	250円	500円	750円
早朝・夜間訪問看護加算(6-8・18-22)		2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22-6)		4,200円	420円	840円	1,260円
乳幼児加算(6歳未満)	1日につき	1,300円	130円	260円	390円
	(※厚生労働大臣が定める者)	1,800円	180円	360円	540円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	1回	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

☆難病等複数回訪問加算

※基本療養費Ⅰ

		利用料 (10割)	利用者負担額		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
※難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円

※基本療養費Ⅱ 同一建物居住者 1日につき

		利用料 (10割)	利用者負担額		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
※難病等複数回訪問加算 イ、1日に2回の場合	(1)同一建物内1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
	(2)同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
※難病等複数回訪問加算 ロ、1日に3回以上の場合	(1)同一建物内1人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	(2)同一建物内3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円

☆複数名訪問看護加算（1人以上の看護職員との同行）

※基本療養費Ⅰ

		利用料 (10割)	利用者負担額		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
※複数名訪問看護加算 注①	週1回まで	4,500円	450円	900円	1,350円
※複数名訪問看護加算(准看) 注②	週1回まで	3,800円	380円	760円	1,140円
※複数名訪問看護加算(看護補助者) (1日に1回) 注③	週3回まで	3,000円	300円	600円	900円
※複数名訪問看護加算(看護補助者) (1日に2回) 注③		6,000円	600円	1,200円	1,800円
※複数名訪問看護加算(看護補助者) (1日に3回以上) 注③		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

注①：正看護師、正看護師の組合せでサービス提供を行った場合。(週1回まで可)

注②：正看護師、准看護師の組合せでサービス提供を行った場合。(週1回まで可)

注③：正看護師、雇用関係にある看護補助者の組合せでサービス提供を行った場合。(週3回まで可)

※基本療養費Ⅱ 同一建物居住者 1日につき

訪問者／算定日数		制限	利用料 (10割)	利用者負担額		
				1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
イ、看護師等(准看護師を除く) と訪問(週1回)		(1) 同一建物内1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		(2) 同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
ロ、准看護と訪問(週1回)		(1) 同一建物内1人又は2人	3,800円	380円	760円	1,140円
		(2) 同一建物内3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
ハ、看護補助者と訪問(週3回)		(1) 同一建物内1人又は2人	3,000円	300円	600円	900円
		(2) 同一建物内3人以上	2,700円	270円	540円	810円
ニ、看護補助者と 訪問	(1) 1日に 1回の場合	① 同一建物内1人又は2人	3,000円	300円	600円	900円
		② 同一建物内3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	(2) 1日に 2回の場合	① 同一建物内1人	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		② 同一建物内3人以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円
	(3) 1日に 3回以上の場合	① 同一建物内1人	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		② 同一建物内3人以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円

(5) 保険外(自費サービス)

サービス内容			料金
延長料金	90分を超える訪問 (長時間訪問看護加算の対象外の場合)	30分毎	2,000円
在宅・施設への訪問看護		60分まで	8,921円
		90分まで	12,227円
在宅・施設への訪問リハビリ		60分まで	6,373円
		90分まで	8,617円
受診の同行		2時間まで	8,000円
死後の処置	亡くなられた後のお清め料と処置材料費		25,000円

※ご利用料は、すべて税込みです。

(6) 交通費・コインパーキング代

1回の訪問につき300円の交通費をいただきます。

ご自宅に訪問した際、敷地内に駐車スペースがない場合は、近隣のコインパーキングを使用します。

その際のパーキング代は、ご利用者様負担となりますのでご了承ください。

訪問看護サービス契約書

_____様（以下「利用者」という）と医療法人社団 白羽会 エール訪問看護ステーション鎌ケ谷（以下「事業者」という）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、後期高齢者医療制度等の関係諸法令及びこの契約に従って、利用者に対し療養上の世話または診療の補助をその内容とした訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は、契約締結の日から、利用者の終了意思表示をされるまで、または第10条1項に該当する事由のあった期間とします。ただし、第9条に定める契約の終了行為があった場合はその定める日までとします。

第3条（訪問看護計画の作成・変更）

- （1）事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問看護計画を作成します。
- （2）事業者は、訪問看護計画の内容を、利用者及びその家族に対して説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとします。
- （3）次のいずれかに該当する場合は、事業者は第1条に規定する訪問看護の目的に従って、訪問看護計画を変更します。
 - ①利用者の心身の状況、環境などの変化により、当該訪問看護計画の変更を要する場合
 - ②利用者及びその家族などが、訪問看護計画の変更を希望する場合
- （4）事業者は、前項の訪問看護計画の変更を行う場合、利用者及びその家族に対して書面を交付して説明を行い、利用者及びその家族の同意を得るものとします。

第4条（主治医との関係）

- （1）事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護のサービス提供を開始します。
- （2）事業者は、「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

第5条（訪問看護サービスの内容）

- （1）利用者が提供を受けることのできる訪問看護のサービス内容については「重要事項説明書」に記載されているとおりです。
- （2）事業者は、「重要事項説明書」の内容について、利用者及びその家族に説明を行います。

第6条（サービス提供の記録等）

- （1）事業者は、訪問看護のサービスを提供した際には、予め定めた「訪問看護記録書」等の書面に必要事項を記入します。

- (2) 事業者は、「訪問看護記録書」等の記録を、この契約の終了後、5年間保管します。
保存期間5年を経過した後廃棄を行う際は焼却や溶解などの方法により復元不可能な形にして廃棄いたします。
- (3) 事業者は、利用者の求めに応じて、業務の支障のない時間に同条第2項の「訪問看護記録書」等の記録を閲覧させ、又は謄写に応じます。謄写に際して、事業者は利用者に実費負担を請求できるものとします。

第7条（利用料金）

- (1) サービス提供に伴う料金については、「重要事項説明書」に記載するとおりとします。尚、利用者の負担する料金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中に変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。
- (2) 本条に定める利用料金については、サービス利用月の翌月27日に支払うものとし、その支払方法については原則として口座振替とします。
- (3) 事業は、利用者から料金の支払いを受けた際は、利用者に対し領収証を発行します。

第8条（利用料金変更）

- (1) 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、診療報酬体系の変更があった場合は、事業者は当該サービスの利用料金を変更できるものとします。
- (2) 事業者は、利用者に対して、あらかじめ文書で通知することにより、利用料金の変更を申し入れることができます。
- (3) 利用者は、同条第2項の変更に同意することができない場合には、事業者に対し、この契約を解約することができます。

第9条（サービス利用料の滞納）

- (1) 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべきサービス利用料を2ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに料金を支払わない場合には契約を解約する旨の催告をすることができます。
- (2) 事業者は、前項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解除することができます。

第10条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- (1) 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
- ①利用者が死亡した場合
 - ②利用者が長期にわたり医療施設に入院した場合
 - ③事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - ④第11条から第12条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- (2) 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めるものとします。

第11条（利用者からの契約解除）

- （１） 利用者は、事業者に対して契約終了を希望する7日前までに事業者文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- （２） 利用者は、以下の事項に該当した場合は、この契約を即解除することができます。
 - ①利用者が入院した場合
- （３） 利用者は、事業者若しくはサービス従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合、文書で通知することにより即時にこの契約を解除することができます。
 - ①事業者若しくはサービス従業者が正当な理由なく訪問看護サービスを提供しない場合
 - ②事業者若しくはサービス従業者が第18条にある守秘義務に違反した場合
 - ③事業者若しくはサービス従業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

第12条（事業者からの契約解除）

- （１） 事業者は利用者に対し、次の場合には本契約に基づく訪問看護を解除・終了できるものとします。
 - ①利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、適切な訪問看護の提供を超えると判断された場合
 - ②利用者が契約時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合
- （２） 事業者は、以下の事項に該当した場合、利用者に対し文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ①利用者が、本契約に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、支払いの催告をしたにも関わらず、第9条第1項に基づき、定められた期間の満了までに支払われない場合
 - ②利用者又はその家族が故意的または重大な過失により事業者やサービス従業者に対して、利用継続が困難となる程度の、背信行為又は反社会的な行為を行った場合
 - ③利用者が長期入院した場合、若しくは長期利用されない場合
 - ④利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為（身体暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる、性的な発言等）及びモラルハラスメント（言葉や態度などによる、精神的な暴力や嫌らせ等）のハラスメント行為を行い、その状態が改善されない場合。

第13条（事故発生時の対応）

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

第14条（損害賠償責任）

事業者は、契約に基づく訪問看護サービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第18条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合は、この限りではありません。

第15条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- （１）利用者が契約時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- （２）利用者が訪問看護サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- （３）利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施した訪問看護サービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- （４）利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

第16条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- （１）契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他の事業者の責に帰すべからざる事由により訪問看護サービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該訪問看護サービスを提供する義務を負いません。
- （２）前項の場合、事業者は利用者に対して既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

第17条（サービスの中止）

- （１）利用者は、事業者に対して、サービス実施日の前日の午後５時までには通知することで、料金を負担することなく、サービスの利用を中止することができます。
- （２）利用者が、サービス実施日の前日の午後５時までには通知することなく、サービスの中止を希望した場合は、事業者は利用者に対して【重要事項説明書】に定める金額をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は第7条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。

第18条（守秘義務）

- （１）事業者及びサービス従業者は、訪問看護サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等の関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約を終了した後も継続します。
- （２）あらかじめ文章により、その情報が用いられる者の事前の同意を得た場合、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で利用者又はその家族等の個人情報を用いることが出来るものとします。

第19条（緊急の対応）

- （１）当事業者は、24 時間緊急時連絡体制にあり、計画的な訪問看護以外に必要に応じて緊急時訪問看護を行うものとします。
- （２）事業者は、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合は、速やかに主治医への連絡を行い指示に従い必要な措置を講じます。
- （３）事業者は、主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の措置を講じると共に、家族又は必要な連絡を行います。

第20条（身体拘束等の適正化）

利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行いません。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

第21条（虐待防止措置）

虐待を防止する観点から、事業者は虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）の定期的な開催、その結果の従業員への周知徹底、指針の整備、従業員への研修の実施を定期的に行うこととします。

上記措置を適切に実施するための担当者を選定しています。担当者は管理者とする。

第22条（業務継続計画の策定）

事業者は感染症や非常災害の発生時において、訪問看護サービスの提供が継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、従業員への業務継続計画についての周知徹底、従業員への研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を定期的に行うこととします。また、事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその計画の変更を行うものとします。

第23条（感染症対策の強化）

感染症の予防及びまん延の防止の為の取り組みを徹底する観点から、対策を検討する委員会の定期的な開催、その結果の従業員への周知徹底、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を定期的に行うこととします。

第24条（相談・苦情の対応）

- （１）利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者・市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- （２）事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- （３）事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第25条（利用者代理人）

利用者は、自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、予め選任した代理人をもって行わせることができます。

第26条（協議事項）

この契約に定めのない事項については、後期高齢者医療制度等の諸法令の定めるところにより、双方が正意を持って協議の上定めることとします。

第27条（合意管轄）

この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

本契約を証するため、本契約書2通を作成し、利用者は署名又は捺印の上、それぞれ1通を保有するものとします。

当事業所は、訪問看護サービスの提供開始に当たり、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

＜事業者＞ 事業者名 医療法人社団 白羽会
 （事業所名）エール訪問看護ステーション鎌ケ谷
 （住所） 千葉県鎌ケ谷市初富本町2丁目1-22

管理者 石井 恵子



私は、重要事項説明書に基づいて、上記事業者よりサービス内容及び重要事項・利用料の説明を受け、同意し、交付を受けました。



以下、代理人・利用者家族欄に署名をされた方は同欄の署名をもって、重要事項説明書内17に定める事業所への個人情報の提供及び事業所の個人情報の使用に同意したものとします。



私は、この契約書に基づく訪問看護サービスについて上記事業者より説明を受け、サービス契約を締結します。

令和 年 月 日

〒

<利用者> 住所 _____（電話：_____）

氏名 _____

<代理人・利用者家族> *利用者代理人を選任した場合

〒

住所 _____（電話：_____）

氏名 _____

利用者との続柄 _____

<事業者> 住 所 千葉県船橋市駿河台 1 丁目 33 番 8 号

コンフィデンス駿河台 201 号

事業者名 医療法人社団 白羽会

理事長 永島 徳人